

# 清代乾隆初年における焼鍋禁止論議について

川 久 保 悅 郎

はしがき

- 一、論議の争点と方苞の禁止賛成論
- 二、当局による焼鍋厳禁方針の再確認
- 三、孫嘉淦の厳禁反対論
- 四、群臣の多数意見としての厳禁緩和論
- 五、方苞による厳禁反対論に対する反論
- 六、躡麴嚴禁論の登場
- 七、焼鍋厳禁の実施成績と孫嘉淦にまつわる風説  
むすび

は し が き

清代の康熙中葉頃より高粱を主原料とする蒸溜酒即ち焼酒(白酒)の蒸造が盛んとなり、蒸造業者、いわゆる焼鍋の繁栄を見るに至ったことについては、嘗て一文を草してその事情を明らかにしたことがあるが、その際、雍正末年か

<sup>[1]</sup>

ら乾隆初年にかけて一つの政治問題と化し、朝野の論議を巻き起した焼鍋禁止問題にもいささか言及するところがあつた。しかしそれは、その時点における焼酒の盛行、焼鍋の簇生という顯著な社会経済的新現象発生の象徴として旁證的に取り上げたに過ぎず、焼鍋禁止論議の経過及びその内容については十分論及するいとまがなかつた。そこで、本稿ではこの論議そのものに考察の焦点をおくことによつてその欠を補い、併せてそこに示されている諸問題について考えて見ることとする。固より清代における焼鍋禁止問題は、乾隆初年に至つて大きくクローズアップされたものだが、実は清末の光緒年間にも再燃しており、清代全期を通じてくすぶり続けた難件の一つで、それは恰も歴朝酒禁の問題がやかましかつたのと揆を一つにする。<sup>(2)</sup>この問題を解明することは、清代社会経済の実態の一侧面を瞥見することになろう。ここでは取り敢えず乾隆初年の論議のみを取り扱うこととする。

### 一 論議の争点と方苞の禁止賛成論

さて清代において焼鍋簇生の兆が漸く著るしくなるのは康熙中葉からで、爾後その趨勢はいよいよ募るばかりであつた。焼酒蒸造によって消耗される穀量の増大が注目を浴びるようになつたのは当然であつて、根本的には国家の備荒貯蓄政策の上から、更には糧価の調節という経済政策的見地から、何等かの対策を講ずる必要が痛感されるに至つたのである。改めていうまでもなく、穀類の無用な浪費を招く焼鍋を禁止し、その簇生を抑制することは、清朝当局の基本的態度であつたが、少なくとも事態の未だ重大化しない当初に在つては、焼鍋禁止の方針が必ずしも一貫した形において確立していたとはい難く、また実際的な禁止措置の点についても、果してどれだけの熱意を示したか、疑問なしとしない。ただ凶年に際してその都度當該地方の食糧事情に鑑み、局地的に禁令を厳達しておるにすぎないのである。つまり時所に応じてその必要生じた場合、禁止措置を強化したまでであつて、特にその必要なき場合は事

実上放任に等しい状態に委ねられていたというのが実情ではあるまいか。従つて当局の焼鍋禁止の方針には変りないにしても、禁止の実效の伴わないままに事態は进展して行つたのである。即ち焼鍋発生の経済的諸条件の成熟と相俟つて益々その発達を見、かくして焼酒蒸造による穀類の消耗は、歴然たる事実として問題化し、当局及び識者の関心を強く惹くこととなり、ここに焼鍋禁止の問題は、改めて抜本的解决を迫られるに至つたのである。雍正末年から乾隆初年にかけてこの問題を繞つて政治的論議が展開し来つたのは、これがために外ならない。以下当時提出された代表的意見を紹介しつつ考察を進めることとする。

先ず最初に挙ぐべきは、当時南書房に入直し、次いで礼部右侍郎に擢んでられた方苞(望溪)<sup>(3)</sup>の意見であつて、乾隆元年冬提出の「請定經制劄子」<sup>(4)</sup>についてそのいわんとするところを聽こう。この劄子では主として民生に関する諸問題を論じているが、彼は「民以食為天。而耗穀之最多。流禍之最甚者。莫如酒。」ときり出し、造酒による穀糧浪費の弊を痛論し、且つ特に焼酒嚴禁の要を強調して

(上略)蓋西北五省燒酒之坊。本大者分鍋疊燒。每歲耗穀二三千石。本小者亦二三百石。燒坊多者。每縣至百餘。其餘三斗五斗之穀。則比戶能燒。即專計城鎮之坊。大小相折。以縣四十為率。每歲耗穀。已千數百萬石。北方平壤無塘堰以資灌漑。生穀之數本少。且舟楫鮮通。猝有荒歉。輸運艱難。而可使歲耗千數百萬石之穀哉。(下略)

と述べる。即ち西北五省における焼坊(焼鍋)はその資本の大なるものは毎歲穀類二三千石、資本の小なるものでも二三百石を消費する。しかも焼坊の数は多いところでは毎県百余に達する有様で、これら大小焼坊によつて消耗される毎年の穀量は、県毎に焼坊数四十平均と踏んで総額千数百萬石に算定されるとなし、莫大な量に上る穀物の損耗を指摘する。そしてこの事態は、北方の如き穀類の乏しく、且つ舟運の便の少ない土地柄においては、猝かに凶作に見舞われたような場合、重大な結果を招來するに至るであろう、と警告を発するのである。更に語を續けて、聖祖以来焼

鍋禁止の令が幾度か繰り返し発せられたにも拘らず、一向その実績が挙がらなかつたことに言及して

(承前)自聖祖仁皇帝以来。無歲不詔禁燒鍋。而終不可禁者。以門閥之稅不除。燒麵之造。市肆之沽不禁。故衆視為具文。禁示每下。胥吏轉因緣以為姦利。不過使酒價益騰。沽者之耗財愈甚耳。

という。つまりこれまでしばしば下された禁令が虚文となつたのは、門閥の稅が撤廃されず、また燒麵の製造や燒酒の市売が禁じられなかつたことに因るとするのである。門閥の稅とは即ち關稅であつて、當時既に全國の多くの關口において通過する燒酒に稅銀を課していたことは、例えば乾隆四十八年撰の戸部則例卷六二〇九〇、稅則の條を一見しただけでも明瞭である。<sup>[5]</sup>これによつて燒酒が全國的な販路を持つていたことが知られるが、それは兎も角、燒鍋を禁止したとて、これら門閥での課稅が撤去されず、しかも一方では燒酒造りの酵素たる麵の製造や燒酒の市賣が默認されているような状態では、当局の対燒鍋政策が首尾一貫していなことを自ら暴露しているようなものであつて、方苞が「衆視為具文」と評しているように、民衆の禁令輕視を招いたことも無理からぬことといわなければならぬ。そこで、彼は燒鍋禁止の具体的方法について試案ともいうべきものを掲げて

(承前)禁之之法。必先禁燒麵。兼除門閥之稅。毀其燒具。已燒之酒。勒限自売。已造之麵。報官注冊。逾限而私藏燒麵燒具市有燒酒者。以世宗憲皇帝所定造賭具之罰治之。縣官降調不准級抵。特下明詔。嚴勅天下督撫。責成守令則其弊立除矣。と断じ、終りに異説を立て燒鍋禁止に反対を唱え、これを阻止しようとするものの論拏數端を列挙して、いちいちこれに反駁を加えるのである。今、便宜上反対論の論拏にイロハ……これに対する方苞の反論にイロハ……の符号を附し相対比して紹介し、説明を試みることとしよう。

イロハ必曰。除天下門閥酒稅。則歲不下十數萬。

イロハ不知專除燒酒之稅。未必如是之多。即果如是之多。但能使救粟陳因。水旱無憂。則所省賑荒之庫帑倉儲。亦不少矣。

反対論者はきまつて若し天下門閥の酒税を免すれば、それによる歳毎の収入減は十数萬を下るまいといい、国家財政への影響を説くが、それは専ら焼酒の税のみについていえば、それほど多額には上らないことを知らない議論であつて、何等理由にはならないというのである。たとえ門閥における酒税、殊に焼酒課税の収入が多額で国家財政に好影響があるとしても、焼鍋禁止の建前からすれば、生産面のみならず流通面をも禁絶しなければ不徹底を免れぬであろう。一方を禁じ、他方を禁じないでは筋の通らぬこと甚だしいといわなければならぬ。禁令が素直に受け取られなかつた事情の一端は、こんなところにもあつたかも知れないのである。

(二)或曰。口外軍前。嚴冬沝寒。非此難禦。

(四)其然。則弛禁於口外。内地已造之麴。許領官批運至口外。自賣盡而止。口外所造麴酒。則不許入塞。如此。則耗穀無多。而用亦不缺矣。

或る論者は、口外駐屯の軍營に在つては、嚴冬は寒氣きびしく此れ(焼酒)なくしては凌ぎ難いとする。これに対してその一理あることを是認しつつ、若しそうなら、かかる特殊事情の存する口外については、弛禁するも亦已むを得まいというのである。尤もこの場合も無条件にこれを認めるのではなく、内地で已に造られてしまつた麴の口外への搬出については、官の指令書受領の上これを行うを許し、また口外で造られた麴酒は入塞することを許さないこととするなど、規制を加うべきことを要望している。つまり口外での弛禁に際しては麴・焼酒の生産と流通とを当該局地に限定すべしとするのである。因みに風氣燥寒な北地において焼酒は暖をとるため日常必需の品となつていたのであり、この事情は、後でも触れるように、反対論者が好んで援用した一論拠であるが、実情が実情であつて見れば、方苞もこれをむげに否定し去ることは出来なかつたと見える。

(四)或曰。一旦行此。則失業者多。

以不知酒非擔負私塙比也。貧民朝不保夕。盡禁私塙。將敵而為盜賊。若燒酒之坊。則非中家以上。不能辦也。燒具雖毀。錫鐵木材。仍可他用。其資本可別為燃遷。何傷於其人之生計哉。

また或る論者は、いつたん焼鍋禁止を勵行すれば、多くの失業者を出だすこととなり、それは社会問題だとするのに対して、焼酒の場合は貧民が私塙を担負して口を糊するのとは比較にならない。というのは、貧民はその日暮しであつて、私塙を徹底的に禁ずれば、彼等を盜賊に驅り立てるようなものだ。それに引きかえ焼酒の坊は中産以上の資産家でなければ経営出来ない、彼等資産家は焼酒の蒸造を禁じられても、他に資本を投じて業を営むことが出来る筈で、その人の生計に支障を来たすようなことは萬々ないからだ。従つて失業云々の説はとるに足らないというのである。確かに焼鍋を営む者が概ね資産家であったことについては、幾多の例證があつて疑う余地がないから、その限り焼鍋失業論は、方苞のいう如く、論拠薄弱といわざるを得ないのである。この点、失業論は資産家の利害を代表する者、或は業界擁護の立場に立つ者のためにする言説と受け取られても、弁解の余地がないかも知れない。ただ当然予想される酒工などの従業労働者の失業問題は、考慮に上つて然るべきに拘らず、これらの文面に関する限り、論者の双方において問題視されていないかに見える。ところが、後年の清末光緒年間における論議では、この問題が提起されており、時代の差異に想到せざるを得ない。今ここに問題にしている時期における焼鍋がその經營規模や生産組織において清末のそれに比して、少なからざる開きのあつたことは当然と思われる。

四二(承前)或曰燒酒雖斷。彼改造他酒。穀仍不能無耗。

〔二〕不知他酒非富民不能家造。非多本者不能成功。苟失其法。則味敗而本折。故業此者稀。又其價高。貧民併數日之資。不能一醉。則久而自止矣。燒酒盡斷。則西北五省。歲存穀千餘萬石。東南十省。以半為率。亦千餘萬石。即造他酒者較多。

所耗不過十之一二耳。(下略)

また或る論者は、たとえ焼酒を禁断したとしても、業者はこれを他酒の醸造に切り換えるであろうから、穀類を消耗することなしに済ませることとはどのみち不可能であるというが、これは他酒の醸造は多くの資本を要するのみならず、醸造方法を誤ると、失敗して損失を招く危険性が多分にあるためにこれを業とするものが比較的稀であること、また醸造酒はその価格高く、しかも酒気が弱い故、貧民の到底常用するに堪えないところであつて、焼酒にしてその需要の少ないと、などの事理を知らないものの議論だと、反論するのである。ここに図らずも述べられているように、焼酒の蒸造は他酒の醸造に比すれば資本が少なく済んだのであり、その製造法も割合に単純で特別の技術を要しなかつたのである。かかるが故にこそ、焼酒が安価で、その辛烈な酒味と相俟つて能く大衆の嗜好に投じ歓迎されたのであらう。またそれだけに他の醸造酒に比べて穀類を消耗することも亦一層著るしく、問題とされた所以も亦ここに在るのである。焼酒を尽く断てば、歲毎に西北五省では千余萬石、東南十省では省毎にその半ばとして矢張り千余萬石の穀物が浮くことにならうといふのは、推算の当否は別として、強ち誇張の言とはいえないものである。

さて方苞は、このように從来現われていた反対論の主な論拠四つを挙げて論評を加えた後、周公の故事を引用して周官之法。不耕者祭無盛。不樹者不槩。不績者不衰。周公當重熙累治。年穀順成之日。而使天下有祭無盛。葬無槩。喪無衰者。豈故欲拂人之情哉。

といひ、凶年ならずとも平素における儉約貯蓄の心得を強調し、次いで

(承前)不如此。不足以齊衆阜財。而使長得其樂利也。而況酒之耗民財。奪民食。廢時而失事者乎。且隸卒貧民。於燒酒尤便。因此起爭鬭。興獄訟。甚且相殺傷。載在秋審之冊者。十常二三。而可無重禁乎。自古矯弊立法。始創最艱。而在今日則甚易。(下略)

と結び、風教道德上の観点から酒害にまで説き及ぶのである。

以上要するに、方苞はこれまで当局によつてとられて來た燒鍋禁止の処置が一向效果を現わさず、私燒（密造）盛行の趨勢が年と共に加わり、ともすると燒鍋禁止反対の言辞を弄する者さえ現われ来つたことに對し憂慮に堪えず、反対論に一矢を酬いると共に、併せて当局の対燒鍋政策の手緩るさを衝き、暗に警告を發したものに外あるまい。即ち彼はこの割子において、この際改めて燒鍋禁止の基本方針の再確認を求め、且つ有效適切な禁止措置の徹底的実施を要望したのであつた。勿論当局としても從来無策に終始したわけではなく、度重なる禁令の嚴達にその努力の跡を窺うことが出来るが、結果論からすれば、基本方針の混迷、具体的対策の貧困は覆い難く、当局が既定方針貫徹に自信を欠いていたことも、否定出来ないであらう。蓋しそれは燒鍋問題が相矛盾する諸要素を包含した難件であったことによるのである。

## 二 当局による燒鍋厳禁方針の再確認

さてこのような燒鍋禁止推進論の代表者と目される方苞の発言は、一つの刺戟剤となつたと思われるし、他面には一般輿論にも動かされるところあつたのであらう。当局は改めて燒鍋禁止の問題を俎上にのぼせて再検討を加え、何等かのより一層強力にして明確な線を打ち出さなければならなくなつたに違いない。乾隆二年五月丙申の燒鍋嚴禁に関する上諭（高宗憲錄卷四二）は、その表われといつてよく、從来のものに比べてより本格的で、当局の決意のほどを窺わしめるに足るものがある。やや長文にわたるので段落をつけて示せば、次ぎの如くである。先づ「養民之政多端。而莫先於儲備。所以使粟米有餘。以應緩急之用也。」と冒頭して

I 夫欲使粟米有餘。必先去其耗穀之事。而耗穀之尤甚者。則莫如燒酒。燒酒之盛行。則莫如河北五省。夫小民日當其生。稍有鎔銖。輒以縱飲為快。無裨於喪祭賓客老病之用。而適以啓讐譙角鬪之媒。特以飲少輒醉。其價易驅。人皆樂其便易。故

造之者多。而耗米穀也。較他酒為甚。

といひ、焼酒は喪祭・賓客・老病の用に足らないのみならず、いさかいの源にもなり、害あって益のないものだが、大衆酒として需要極めて多く、またそれだけに穀類を耗費すること他酒に比して甚だしい所以を強調するのである。ここに指摘している点は、誰しも異論のないところであろう。次いで、これまでの焼鍋禁止の経過を顧みて

II(承前) 往昔皇祖皇考。屢嚴燒鍋之禁。有司陽奉陰違。必待衆口嗷嗷。始不得已而稽查禁約。及薄有收穫。仍照公行無忌。夫與其禁於已饑之後。節省於臨時。孰若禁於未饑之先。積貯於平日。

と述べ、その実效の挙がらなかつた原因を、有司の「陽奉陰違」の不誠実な態度に帰せしめると共に、從来禁令を実施したにしても、飢饉に際会してからの一時的応急措置の觀があつて持続性に乏しい憾みのあつたことを反省し、未だ飢えざる先きに常時積貯に心がくべきことを説くのである。かくして焼酒蒸造による耗穀の損失と、これを禁止した場合の效能に言及して

III(承前) 今即一州一邑而計之。歲耗穀米。少者萬餘石。多者數萬石不等。則禁止之後。通計五省所存之穀。已千餘萬石矣。雖有穀之家。不能皆分所有以周貧乏。而所存之穀自在民間。可以通融接濟。較之無米之炊。不啻霄壤矣。況遇歲稔豐收。穀必甚賤。貧民之生計益饒。家有蓋藏之效。未必不由於此。

という。即ち焼鍋禁止後はそれまで徒らに耗費されておつた穀類、即ち北五省で千余萬石に及ぶものが浮くこととなり、それらは民間に潤沢に出廻り、穀価も低落する道理であつて、民生に好影響を齎らすであろうというのである。成る程、これは一応尤もな論理に聞えるが、無条件にそうのみいえるであろうか、後述するが如く、反対論はこの点について多少見解を異にするのである。なお更に言を続けて焼鍋失業論に触れて

IV(承前) 而無識之人。或以造酒之家。不免失業為慮。不知壟斷市利。率由黠悍之富民。因其資財。串通胥役。敢於触禁肆行。

並非貧民無力者之生業也。是禁之則貧民裕養生之資。不禁則富民獲漁利之益。其間得失利害。較然可觀。

と、そのゆれなき所以を力説するのである。つまり焼鍋業者の失業を慮るが如きは、無識の人の謬論である、といふのは焼鍋の業主は皆富民であつて、その黠悍なる者こそ胥役を買収して違法行為を敢えてし、市利を壟斷しておるのが実情であり、今これを禁じてこそ貧民の當生に資するところがあるのであって、若し禁じなければ、富民に漁夫の利を得せしめるにすぎないからだ。この間の利害得失は至つて明白であるといふのである。かくして結論として  
V(承前)朕籌之已熟。此五省燒鍋一事。當永行嚴禁。無可疑者。至於違禁私造之人。及賄縱之官吏。如何從重治罪。其失察之地方官。如何嚴加處分之處。著九卿即行定議具奏。

と結ぶのである。即ちこれは当局が焼鍋に対して永く厳禁主義を以て臨むことを自ら再確認し、宣言したものであり、同時にこれを機に違禁の私焼者(密造者)<sup>(6)</sup>及び彼等と結託した收賄官吏、また失察の地方官に対する処罰方法につき九卿等をして早急具体案を議し、答申するよう命じたものに外ならない。思うに、この上諭の趣旨は、さきに紹介した方苞の所論のそれと全く一致し、両者の間に密接な関聯のあることを思わしめるが、何れにせよ、焼鍋厳禁を当然な処置と考え、疑いを挾まない最も正統的な立場を表明しているといつて過言でない。

### 三 孫嘉淦の嚴禁反対論

ところで、このような焼鍋厳禁の上諭の反応はどうであつたろうか。九卿等の臣僚の多くは上意に同調し、賛意を表したであろうが、一部には当局の厳禁方針に必ずしも賛同せず、反つて再考を求める者も亦なくはなかつたのである。例えば、時の刑部尚書孫嘉淦<sup>(7)</sup>の如きはその一人で、いわば反対論の急先鋒といつべきであった。彼が乾隆二年提出した「請開酒禁疏」は、前記の上諭に応えたもので、彼の見解を窺うに足るものがある。先ず

伏讀上諭。河北五省燒酒盛行。特以飲少輒醉。其價易售。人皆樂其便易。故造之者多。則是造酒之由。皇上既知之矣。又讀上諭。燒鍋之禁。有司陽奉陰違。黠悍富民用其資財。串通胥役。敢於触禁肆行。則是禁酒之弊。皇上亦既知之矣。(下略)と前置きし

(上略)臣之愚昧。則以為燒酒之禁。無論禁之而滋擾。擾之而不能禁。借令禁之不擾而能永禁。其貧民之生計。米穀之蓋藏。不惟無益而且有所損。臣請詳言之。望皇上鑒有而採擇焉。

と述べ、自説の開陳に入る。即ち彼に従えば、燒酒の禁はどの道滋擾を招き、しかもその目的を達することは至難であるが、一步譲つて仮りにこれを禁じて滋擾せしめることなく、永く禁止することが出来たとしても、貧民の生計、米穀の蓋藏その何れにもプラスになるどころか、反ってマイナスになるというのである。これは彼のこの問題についての基本的考え方であり、また反対的立場をとる結論的論拠でもある。それでは、何故そのように考えるのか、その理由をいちいち論拠をあげて縷々説明するのである。この場合も(A)(B)……の段落に区切って掲げることとする。彼は先ず燒酒と黃酒との比較論から論旨を進め

(A)(承前)夫所謂作酒醪以糜穀者。為黃酒言之也。黃酒之麴。必用小麥。其米則需糯粳秫黍。此皆五穀之中。最精且良。糜之誠為可惜。若白酒則用高糧。而佐以豆皮黍殼穀糠之類。其麴則用大麥。大麥與高糧。非朝夕所常食。而糠殼等項。本屬棄物。雜而成酒。可以得重價。其糟可以喂六畜。此乃化無用為有用。非作無益而害有益也。(下略)

と説く。今大意をとるなら、そもそも問題の出発点が穀類の糜費という点に在るからには精良な穀物をその原料とする黃酒こそ取り上げて然るべきであって、燒酒のみを禁止の対象として云々する議論は、片手落ちとという外ない。因みに黃酒は醸造酒であつて糯粳・秫黍などの上等な穀類を原料とし、麴には必ず小麦を用いるが、これに対して白酒即ち燒酒は高糧(高粱)其他、豆皮・黍殼・穀糠などの穀類に、大麦の麴を用いて作る。これらの穀類は一般には

朝夕常食としないものであり、また糠穀は本来棄物に等しいものだが、これを混用して酒を造り重価を得るわけである。しかもその酒糟で大畜を飼養することが出来る。これは無用物を化して有用物となすものであつて、むしろ積極的な利点さえ認められるというのである。つまり彼の論法を以てすれば、民衆の主食となつてゐる良質な穀類を消費する黄酒の醸造こそ禁止すべきであり、備荒貯蓄という大前提に立つならば、焼酒・黄酒共にこれを禁ずることが筋でなければならない。しかし双方共禁することが果して実際問題として可能かどうか、この点について彼は次ぎのように考へるのである。即ち

(B) (上略) 今欲禁燒酒而并禁黃酒。則無以為祭祀賓客養老之用。誠有所不可。若不禁黃酒而止禁燒酒。則是使天下巨萬億兆飲燒酒之人。皆轉而飲黃酒。飲燒酒四兩而醉者。飲黃酒三斤而不足。則黃酒之沽。必什倍於前。而小麥糯黍之費。不可以數計矣。省大麥高糧之麤且賤者。而倍費小麥糯黍之精且貴者。此臣所謂無益於蓋藏者也。

という。つまり今仮りに焼酒と共に黄酒を禁じようとしてもそれは不可能であろう。というのは、黄酒が民間で祭祀・賓客・養老の用に広く用いられている現状から、若しこれを禁ずるとなれば、甚だ不部合なことになり兼ねないからである。しかしさりとて焼酒のみを禁すれば、天下幾億の大衆をして高価な黄酒に走らることとなり、反つて精良な穀物の莫大な消耗を招くこと必至であろう。またそればかりでなく、大衆に経済的負担を強いる結果にならうといふのである。焼酒が酒味辛辣で少量でも酔い易く、且つ廉価であることは、大衆酒として最適なものであることを證拠であつて、大衆の間に広汎な需要を有していたことは、論者の等しく認めるところであろう。それだけにこれを禁ず可しとするのと禁ず可らずとするのとでは、考え方には大きな開きがあるといわなければならない。孫嘉淦は焼酒を断たれた大衆は黄酒に走るを余儀なくされるであろう。それは大衆に犠牲を強いるものだと考へるのである。ところが方苞は、前述の如く、その劄子において「又其(黄酒)價高。貧民併數日之資。不能一醉。則久而自止矣。」とさせ

いい切つてある。(四二参照) 即ち大衆は一時は黄酒に走るにしても、高価なそれには長く隨いて行けるものでなく、自ら限度があるう、とかをくるのである。事実は方苞のいうが如くに相違ない。しかし焼酒を愛飲する一般大衆の立場からすれば、いささか酷な態度と評されても仕方ないであろう。これに反して孫嘉淦は焼酒消費者としての大衆の立場をも考慮に入れ、当局の嚴禁方針にはにわかに贊意を表し兼ねているのである。この点、方苞・孫嘉淦両者の見解は正に対遮的である。次いで孫嘉淦は小民の家庭経済の面からこの問題に検討を加え

(C)(承前) 至小民之生計。則豈特口食已哉。必将以釜甑爨而以鐵耕。百工之所為。皆需以粟易之。而又有税糧之徵。衣服塩蔬之用。婚姻疾病喪葬之費。非羅五穀。無由得也。故粟太貴。則病末。太賤則傷農。得其中而後農末俱利。故農有歉荒。亦有熟荒。計十年之内。歉歲三而豐歲七。則粟宜有所洩。非但積之不用而已。

という。即ち小民の生計を見るのに、口食のみで事済むわけのものでない。税糧の納入があり、衣服・塩菜の用を弁じなければならないし、その他婚姻・病氣治療・喪葬の諸経費の支出がある。これらを賄うためには収穫物を売却して現金收入を図る必要があり、しかもその場合適正な穀価が維持されていなければならぬ。若しそうでなかつたら例えは熟荒—豊作饑饉により穀価が不當に低落するような時には、農家経済は立ち行かなくなる。豊凶の比率は十年の中歟歲三、豐歲七の割合であつて、相殺して平均すれば余剰が見込まれる筈である。従つてこの余剰分は宜しく放出、消費さるべきであろう。ただ徒らに積蓄するのみが能ではあるまいというのが、この段の大意である。ここには貨幣経済に巻き込まれるに至つた農家経済の状がよく示されていて、この点も孫嘉淦の立論の基礎に置かれていたに相違ない。彼は更にまた高糧が北五省において極めて利用度が高く、農家経済にとって欠く可らざる作物であることを力説し、且つ高糧の大口買取り手である焼鍋が禁止された場合、当然予想される農家の家計への打撃、換言すれば農家の窮状について分析を試み

(D) (承前) 今北五省之地。不種高糧。則無以為薪席屋牆之用。種之而用其稈稈。則其顆粒宜有所售賣。燒鍋既禁。則富民不買高糧。而貧民之高糧。雖賤而不售。高糧不售而又必需酒。則必賣米穀以買黃酒。向者一歲之內。八口之家賣高糧之價。可得七八兩。今止二三兩矣。買白酒之費。不過二三兩。今買黃酒。則費七八兩矣。既已所入少而所出多。又加以粧糠穢穀之類。堆積而不能易錢。園林果木之實。腐朽而歸於無用。牛羊豬鷄等畜。餵食而不能肥腯。自然之利皆失。則日用所需。惟糴米麥。糴之而售。則家無蓋藏。糴之而不售。則完納稅糧。以及衣服婚喪之用皆絀。此臣所謂有損於生計者也。

と述べる。即ち焼鍋が禁じられると、富民で高糧を買取るもののがなく、農家の収入減を来たすこととなり、しかも酒を需めんとすれば、必ずや米穀を売り、その得た金で焼酒の代りに高価な黄酒を買わざるを得ないこととなり、收支両面において二重の損失を蒙るに至るだらうことを指摘するのである。要するに、(C)(D)両段の所論は、いわば彼の農家経済論というべく、その觀点から焼鍋禁止が農家経済に与える影響を明らかにすると共に、焼鍋の存在価値を説いたものに外ならない。いうまでもなく、彼が焼鍋厳禁に反対した有力な根拠の一つは、ここに在るのである。ところで、彼は更に一転して焼鍋が到底政刑を以てしては禁じ得ないものであることを訴えて

(E) (承前) 且夫小民之趨利。如水就下。此非政刑所能防也。利所不在。雖賞之而不為。利之所在。則禁之而愈甚。燒鍋禁則白酒少。酒少則價必貴。價貴則私燒之利什倍。什倍之利之所在。則民以性命爭焉。私鑄銅錢。私造賭具。罪至斬絞軍流而民猶或犯。無他爭利故也。

と説く。つまり小民が利に趨るのは、人情の然らしむるところであつて、政令・刑罰の能く防止し得るところでなく焼鍋を禁ずれば、白酒(焼酒)少なく、高値を呼ぶこととなり、私焼の利はいよいよ倍加する道理であるから、小民が性命を賭してまで争うに至るのは当然で、これは正に惡循環といふべきであらう。この惡循環を断つことの容易でないことは、私鑄銅錢・私造賭具の罪が斬絞・軍流に至るも、民のなおこれを犯す者のあるのを見ても明白であろう、

という意である。それにしても私焼者の場合、如何なる罪を以て罰しようというのであらうか、この点についても彼は疑問を投げかけて

(F) (承前) 今私焼白酒。則將定以何罪乎。我皇上大聖至仁。斷不忍以飲食細故而置民於大辟。則其罪必不比於私鑄造賭。罪輕於彼。而利有甚焉。欲民之不犯難矣。不得已也。

といい、量刑のむつかしさは、何とも否定し難いところだとするのである。即ち皇上の大聖至仁を以てすれば、飲食の細故を以て私焼者を死刑に処することは忍びないところであろう。とすれば、私鑄・造賭具の罪より軽からざるを得ないが、それではその罪軽く、しかもその利甚だ多いこととなり、民の禁を犯さないことを欲するのは、もともと無理というものであろう、というのである。要するにこれは焼鍋禁止の問題に対処して、当局が違反者の処罰に関する陥らざるを得なかつたジレンマの一つを衝いているわけである。続いて私焼者の摘発検挙或は失察官吏の処分といった実際問題にも言及して

(G) (承前) 而重官吏之處分。官畏處分則查拏中商小賈類。皆失業而豪富之家。高牆深院。查拏之所不至。敢於触禁則富民益獲漁利之益。貧民不勝其欲而思效之。將改造其器而交易其法。於是乎釀醋之盆。皆可以釀醋。蒸飯之瓶。皆可以蒸酒。有司奉令不謹。則賄縱而分其貨財。奉令過謹。則橫拏而傾其身家。不寧惟是而已。(下略)

と説くのである。即ち官吏の処分を重くすると、官吏は処分されるのを畏れる余り勢い中商小賈の類をも査拏するに至り、結局不当な被害を蒙るのは彼等中小商人であるが、豪富の家には検挙の手が及ばず、反つて益々漁夫の利を得せしめることとなる。一方貧民は貧民でその利慾に駆られて手段を選ばず、如何ようにしてもこれを遂げようとする。また有司の奉令謹ならざる者は、収賄して業者と結託、手加減を加え、双方甘い汁を汲い、謹なる者は検挙過酷に失する弊に陥り易い。何れにしても法禁を以てしては解決のつく問題ではないというのである。かくして結論に入り

(四)(上略) 臣之愚昧。以為燒鍋之禁。或宜於歉歲而不宜於豐年。歉歲粒米維艱。則大麥高糧之類亦可以療飢。禁之誠為有益。但止可禁於成災之地。而各處不必通行。亦但可善為勸導。暫為封貯。而不必壞其器具而加以刑罰。至豐年米穀足食。則大麥高糧之類。原非朝夕常食之物。自宜開通酒禁。使官吏無由需索而民間亦得出其不急需之顆粒。無所用之粧糠。轉移售賣。以佐不時之費。則上下不擾而百姓自享盈寧之慶矣。望皇上為斯民熟計之也。

と断ずるのである。要するに、燒鍋の禁は凶年に際して実施するを可とするが、豊年においては不可である。また実施する場合も当該凶作地域に局限さるべきで、各處を通じての劃一的な全面的実施はこれを避くべきであるというのである。

以上が孫嘉淦のいわんとしたところの大要である。これによれば、彼とて燒鍋禁止の絶対反対、換言するならば、その手放し自由営業を主張しておるのではない。しかしこれを、方苞が上述の如く、熱心に進言し、当局も亦既定方針として堅持しようとしたところの原則的厳禁主義一本の立場に比するならば、可成り趣きを異にしており、彈力性に富んだ現実論ということが出来よう。その立論も、以上の如く、焼酒消費者としての一般大衆の立場への好意的な配慮の点において、また農家経済に占める高粱作付けの必要性、引いては燒鍋の存在意義についての評価において、更にまた燒鍋禁止の実際的措置の成否如何についての見透しにおいて、方苞のそれとは相容れぬものがあることは、明瞭である。

#### 四 群臣の多数意見としての嚴禁緩和論

ところで、かくの如く当局の方針に批判的な意見が表明されたからには、反響を呼ばずには措かない。果して当局もこれを無視するわけに行かなかったと見える。況してその所論に傾聴に値するものがあるとすれば、なお更のこと

である。大清実錄、乾隆二年五月丙午の条(高宗卷四三)に

刑部尚書孫嘉淦奏。燒鍋之禁。無益於蓋藏。而有損於生計。止宜於歉歲。而不宜於豐年。得旨。總理事務王大臣会同九卿詳議具奏。朕之所以命禁燒鍋者。原為民食起見。今觀孫嘉淦所奏。嚴禁亦有必不可行者。王大臣不可曲從朕旨。亦不可廻護孫嘉淦。其和衷定議以聞。若果嚴禁燒鍋。不但於民食無益。而且有害。朕旨可收回。何難改正耶。

とあるのは、この間の経緯を物語るものであろう。つまり高宗は大方の臣僚が当局の意向に同調した中に在つて図らずも孫嘉淦の反対意見に遭遇し、少なからずショックを受けたのはなかろうか。従つてこれを重視して總理事務王大臣に命じて九卿等と会同審議せしめることなし、特に注意を附け加えて、朕の意に曲從することなく、また孫をかばうことなく、和衷協同して公正な結論を出すよう要望し、且つその結果如何によつては前旨を撤回するに苟でない旨を表明したのであつた。これに對して總理事務王大臣・九卿等はやがて「禁止燒鍋事宜」を覆奏したが、彼等は皆燒鍋は宜しく禁すべし、となし孫嘉淦の陳奏を非とした。しかしこのような答申は、恐らく帝にとつてお座なりなものに感じられ、不満の念を禁じ得なかつたであらう。といふのは、孫嘉淦から説得力ある反対意見が出されたからには、この問題について慎重再考する要を認めていたからであり、つけても臣僚達の間から新しい見解の呈示されるのを、ひそかに期待していたからである。それは兎も角、帝が王大臣・九卿等の議覆をそのまま鵜呑みにすることに躊躇を感じていたことは、乾隆二年六月乙丑の上諭(高宗實錄卷四四)の中で「(上略)今觀王大臣所議。尚不無廻護朕旨之處。殊非朕虛衷求言。期於利用厚生之意。」といつているのによつても明らかであらう。事実、臣僚等の言説の中には、上意に迎合せんがための通り一片の賛成論が少なくなかつたであらうし、よしまだ無責任ないい加減な發言ではないまでも、具体的な禁止措置等に關して帝を納得せしめるに足るものがなかつたであらう。かくして帝は大事を踏んで前記の燒鍋厳禁の上諭、孫嘉淦の条奏及び王大臣・九卿等の議事答申の類を抄録し、これを直隸・山東・河南・山西・陝西等の

督撫に送附して各々その所見を開陳せしめたのである。<sup>(8)</sup> このようにして焼鍋禁止に関する論議は、更に展開し、いよいよ白熱化する様相を呈するに至つたのである。

それでは、改めて意見を聴取された中央・地方の臣僚等のこれに対する反応は一体どのような形で現われたろうか、それを見よう。一言にしていえば、孫嘉淦のそれとは多少ニュアンスは異なるが、同じく焼鍋厳禁に懷疑的な意向を示した者が少なくなかったのである。例えば、兵部尚書公訥親は、焼鍋の禁止は民生に益なく、徒らに紛擾を滋くする故従前の如く奉行せんことを請うており<sup>(9)</sup>、また直隸總督李衛がその奏言で、焼鍋の禁止は、宜しくその行き過ぎを是正すべきであつて、民が焼酒を沽飲するのはこれを禁ぜざるに如くはなく、ただ大商人の焼酒の販売はこれを禁ずるに越したことがない。またその地方本邦での蒸造と、麺を自家用に製することは禁じないで、ただ大規模な麺の製造だけを禁じた方がよいとの旨を述べているが如きは、その例である。李衛の見解は、要するに、豊凶の如何はさて措き、何よりも先ず焼酒及び麦麺の生産と流通とを本地以内に局限しようというのであるが、順天府々尹陳守創も亦これとほぼ同様の意見を開陳して

禁止焼鍋。惟有平其價値。以杜造酒之源。嚴其流通。以塞行酒之路。則市儈之為利無多。本地之消售有限。而釀者不禁自少矣。<sup>(10)</sup>

という。即ち焼酒の価格を安定し、且つその流通を取締れば、市儈などの暴利を貪る機会とてなく、地元の消費には限りがあるから、必ずしも禁じなくとも自然に醸酒する者が少なくなるだろう、といふのである。つまり大量の蒸酒と大口の取引こそ問題であつて、これを禁ずる必要があるというのである。これは禁止論と見做して差支えないかも知れないが、当局の全面的厳禁主義とは多少緩急の差があり、反対論の部類に入れてもよからう。この外、地方の疆臣等の中には、その管轄地方の特殊事情に基づいて、焼鍋の厳禁には消極的態度を持した者もある。例えば、既に

方苞が反対論の一論述として取り上げ、論評を加えている問題だが(1)(2)(3)参照)、甘肅巡撫の元展成が辺地は風雪嚴列<sup>(12)</sup>で窮民は酒を需めて温暖に資する実情なので、蹕麵(麵造り)のことは査禁しないようなど、奏請しているが如きは、これである。恐らく北地の疆臣の間には、蒸酒・蹕麵を禁じられては困るという意向が相当強かつたものと想像される。尤もこれら諸説の間に在って、署河南巡撫尹會一の如く、嚴禁主義の立場をとり、焼鍋を禁止するために特に蹕麵禁止の要を強く訴えた者もなくはなかった。<sup>(13)</sup>それは彼の任地河南が蹕麵の原料たる大小二麦の主産地であった関係から、大商人が入境し、二麦の買占めを盛んに行い、ために管内の食糧事情が少なからず脅かされるといった事態が起っていたので、禁止の必要を特に痛感していたからに外あるまい。

さて以上のような経過を経て北省疆臣等の意見は相次いで中央に具申され、これを機に乾隆二年九月には再び王大臣・九卿等による合同会議が催された。会議で纏められたところによると、当時提出された諸説は、(1)旧例に仍照して査禁すべしとするもの、(2)豊年には禁を寬にし、凶年には嚴にすべしとするもの、(3)必ずしも禁止するには及ばないとするもの、(4)永く査禁を行うべしとするもの、(5)蹕麵及びその興販を嚴禁すべしとするもの、の五つに大別され、審議の結果、(5)の意見、換言すれば、蹕麵一項については、焼酒盛行の源泉である故これを嚴禁すべしとすることには衆論の一致を見たといふ。<sup>(14)</sup>しかしこの意見は明らかに焼鍋禁止の方法論に関するものであるから、姑らくこれを除外すれば、(4)が嚴禁主義の立場を貫いた主張である以外は、程度の差こそあれ、皆嚴禁主義反対か、さもなければこれを疑問視する意向が強かつたことを知るであろう。前述の如く、帝がこの問題について慎重な態度をとり、十分に審議検討せしめようとしたのは、恐らく表面上は兎も角として輿論の底流に嚴禁反対の空氣のあるのを察知していたからであろう。要するに、ここに至って当局の焼鍋嚴禁方針に反対する意向が多數意見の形で表面に浮び上って来たのである。

## 五 方苞による嚴禁反対論に対する反論

ところで、このような形勢に対し真向から異議を唱え、重ねて嚴禁主義に立つ主張を繰り返したのは、外ならぬ、先きの方苞その人であった。即ち彼は更に「論禁燒酒事宜劄子」<sup>(5)</sup>を呈して、これらの反対論に痛烈な反撃を加えたのである。彼は先ずこれまでの焼鍋禁止論議の経過に触れ、且つその争点を明らかにして

欽惟我皇上特降諭旨。永禁燒酒。此誠經國之大猷。足民之本計。備荒之實政也。嗣因孫嘉淦條奏。發王大臣九卿公議。所見不同。各為一議。並陳御覽。復發北省督撫公議。所議次第奏到。本月二十四日。九卿復齋集會議。謂不宜禁者十之七八。在諸臣惟慮開燒鍋者之失業。而臣所慮者。則在燒鍋屯穀既多。雖遇豐年米價亦貴。而窮民艱於得食。諸臣所慮者。大豐之年。穀賤傷農。故爭言惟儉歲宜禁。而臣所慮者。則在儉歲。雖禁亦無穀可積。倘遇災荒少劇。雖不惜國帑。亦無穀可羅。終不能救窮民之流殍。(下略)

という。ここで方苞もはつきりいっているように、会議における九卿等の発言も、禁止を不可とする者は十の中七八に及んだのであり、その論拠とするところも主として焼鍋失業論と農家経済維持論の立場からの理由づけに在ったわけである。彼がいくら豊年でも穀価が貴く窮民が食を得るのに苦しむのは、焼鍋が穀類を屯積するが故であるといい、また諸臣はただ凶年にのみ禁すべしと極力いうけれど、実は凶年には積蓄すべき穀とてないのが実情ではないか、その時に及んで禁止したとてそれが何の役に立とうか、と反駁しているのは、肯綮に値する言といえよう。まことに彼に在っては飢饉の事態に対する危機感が深切なのであって、漢唐及び宋明における流民の発生が飢饉に因るものであることを述べ、最近では雍正八、九年の河南の飢饉の実例を挙げて備荒貯蓄の緊急なる所以を力説し、つけても焼鍋厳禁の当然執らるべき処置であることを訴えるのである。確かに議論としては正論に相違ないが、反対論者の眼に

は非現実的な理想論としか映じなかつたかも知れない。それは兎も角、なお暫く方苞の所論に耳をかすこととしよう。

彼は先ず

(上略)至内外諸臣。前後條奏。言燒鍋不宜禁者。其大指不過二端。其細目不過八条。臣謹一一剖析於後。伏乞皇上存臣所奏。俟王大臣九卿議上時。一一察驗。彼此相參。則孰為中乎事理。當乎人情。自無能遁於聖鑒矣。

と前置きして、逐条反論に入るのである。

(1)一則謂驟禁燒鍋。恐失業之民多。不知開燒鍋者。非大有資本。不能具房倉什器。屯積梁穀。此種豪民。即不開燒鍋。亦可用其資本。經商行賈。何患失業。凡城市村鎮。賣燒酒者。多與油鹽雜貨同一店。雖不賣燒酒。他貨未嘗禁其市賣。亦並無失業之虞。惟大路之旁。間有搭草棚。零沽於行旅者。此不過百分之一。然燒鍋雖禁。黃酒豈不可以零沽。則慮民失業。乃似是而非之說明矣。

この条が、既に彼が異説の一つとして批判を加え(自らの参考)、また前引の乾隆二年五月丙申の上諭(そのN<sup>段</sup>参照)の中でも言及しておるところの禁止反対論の一論拠、つまり燒鍋失業論に対する重ねての反論であることはいうまでもなく、最早改めて説明を要しないであろう。ただ燒鍋が概ね大資本を擁する業者の經營に係かり、また燒酒が主として城市・村鎮の雜貨店で販売されていたことは、この言によつて一層明らかであり、燒酒の生産者についても亦小売販売業者について見ても、失業論は全く的外れであつて、ためにする議論としか思われない。禁止反対の論拠としては薄弱といわざるを得ない。

(2)一則謂恐穀賤傷農。果爾。則周公耕九餘三為厲民之政。孟子菽粟如水火。為亂政之言矣。史稱唐太宗時。斗米二錢。民行萬里。不持尺兵。用致刑措。而我朝康熙三十年前後。臣時往来京師。米麥之價。僅及近歲之半。彼時百物皆賤。家給人安。未聞以穀賤傷農。目今即令民間歲歲積穀。行之以久。尚未必能復康熙三十年前後之舊。而諸臣豫以穀賤為憂。實臣之所

不解。然則穀糠傷農。為似是而非之説明矣。

この条は、前引孫嘉淦の条奏中に見える農家経済論(◎段参照)に対する反論といふことが出来よう。しかし如何せん、康熙三十年前後と近時との单なる穀価の比較だけでは、説明不足であつて説得力に乏しいといわなければならぬ。この問題については經濟的諸条件全般からする綜合的な判断が要請されるであろう。

(3)一謂穀糟不以造酒。則無糟以飼六畜。此乃情理所絶無者。夫穀糠去其精華。以為燒酒。其糟粕尚可以飼六畜。則精華尚存之穀糠。以飼六畜。必更肥碩。此物理之最易明者。若謂必為糟。而六畜乃食。則是未經造酒之穀糠。委之於畜。畜竟不食也。其誰信之。

この条は、穀糟を以て造酒しなければ、六畜の飼料が得られないという議論(孫嘉淦の条奏(A)(D)参照)に対する反駁であつて、その議論の全く本末顛倒のこじつけにすぎないことを指摘している。尤も反対論としては、造酒及びそれによつて自ら賣らされる家畜飼料の造出といふいわば一挙両得的な高粱の有効な利用方法を強調したまでであろうが、強調する余り聊か牽強附会な論に陥っていることは、方苞の説くが如く、否めないところである。

(4)一謂高粱有味澁者。止可喂養牲畜。即就所言。北五省大家小戶。六畜需用高粱之處正多。且李衛前奏。宣化一府瘠地所出。高粱味雖微澁。值荒歲。百姓亦頗賴以充飢。則是高粱無不可食之明證也。

この条は、高粱は味が苦澁で到底食用に堪えない。ただ六畜の飼料たり得るにすぎないとする反対論の一論拠に対する反論である。李衛の言に仮りて宣化府の場合を引き合いに出すまでもなく、高粱が他穀の乏しい地方において主食とされていたことは事実であり、そうでない地方でも凶年に際しては食用に供せられたこと贅言を要しない。要するに、本条も前条と同様に高粱の焼酒蒸造原料への利用が極めて有效である旨を力説し、引いては焼鍋そのものの存在理由を合理化せんとする議論を、難じたものに外ならない。

(5) 一謂禁止燒鍋。則當先禁燒麵。此說是也。但謂凡鎮市開廠造麵。耗穀累千萬石者。在所必禁。而民家自躡燒麵者則聽之。此說乍看似為近情。其実積少成多。耗穀與開廠等。小民逐利。既開其端。則人人皆託名自用。而無以禁之。是向之聚造於一處者。今特使分造於各州各縣各鄉各鎮耳。是名為禁而實縱之之術也。

この条は、燒鍋を禁止するには先ず燒麵の禁を行うべしとする意見に対し、一応賛意を表するのであるが、民間における燒麵の自家製造はこれを許そうという議論には賛成し兼ねる、何故なら、若し許せば各民家の耗穀は少量でも積り積つて多額に上ることとなり、またこれに倣りて公然と燒麵造りを當む者が続出するのは必至であつて、結局燒麵禁止それが骨抜きになつてしまふからだというのである。蓋し方苞の言の如くであろう。何れにしても、この条は燒鍋禁止の方法論に関するもので、既に臣僚等の意見の一一致を見た点であることは前述の如くであるが、当面の争点たる燒鍋啟禁可否の問題に直接応えるものではない。

(6) 一謂高粱難於久貯。其說甚為荒唐。且五穀未有不可久貯。久貯則未有不生蛀蟲。略有損壞者。小民歲蓄。每家不過數石數十石。收藏曬晾甚易。非有成千累萬之相因也。即富戶糧穀豐盈。有累千百石者。每歲皆可推陳易新。豈坐而視其損壞乎。即據尹會一所奏。亦只云大約朽蛀。則是亦難直斷以不可久貯也。其為影響之說明矣。

この条は、高粱がその質もろく蟲がつき易く、長期の貯蔵に適しないことを理由に、徒らに積蓄するよりも焼酒原料に充当するに如くはないとする議論に対する反駁であつて、その何等根拠なき謬論であることを断じているのである。この条の反対論の論拠は前條(3)(4)のそれと同様、いささか枝葉にわたった嫌いがあり、有力適切なものとはいえない。それだけに方苞の反論は効果的と見做される。

(7) 一謂嚴禁燒鍋。則私燒者多。必致比戶擾累。不知惟開燒鍋難於密秘。雖高牆深院。氣味必達於外。不比私造賭具。銷燬制錢。可藏匿而為之也。地方官果肯實力奉行。查禁最易。豈有比戶擾累之弊。

この条は、焼鍋を厳禁すれば、私焼者の続出を招き、これが摘発検挙に伴う擾累は、必ずや毎戸免れ難いところだとする議論に対する反論であつて、前引孫嘉淦の条奏の中(B)段に見える見解に対する批判を加えたものであろう。即ち孫は豪富の家は高牆深院にして検挙の手の及ぶところではないとするのだが、これを否定して、酒氣は必ず屋外に洩れるから、賭具の私造、制錢の銷毀の場合に比すれば反つて摘発し易いのではないか、というのである。両者の議論の当否は姑らく措くとして、方苞が問題は検察の難易如何に在るのではなく、地方官が查禁を忠実に実施するか否かに懸かっていると見るのは、尤もな意見といわなければなるまい。

(8) 一謂禁燒酒。則造黃酒者必多。轉致費耗糲黍精鑿之穀。殊不知黃酒不可久擱。尤不可致遠車載。則色惡而味變。又深春炎暑初秋。皆不可造。且價高而難以充量。飲燒酒數兩者。非黃酒三二觔不得一醉。即有中人之產。亦豈能用十倍之資以縱飲。窮民則不禁而自不能沾。所省民間飲酒之費。十居六七。又其頭見者也。

この条も亦同じく孫嘉淦の条奏の中(B)段に示されている見解に対する反論であることは明らかである。その趣旨も既に紹介した「請定經制劄子」の中の四の条のそれとほぼ同様である。つまり焼酒を禁ずると、人民をして黃酒に走らせる結果となり、反つて精良な穀類の莫大な消耗を招くことにならうという反対論の論拠の成立し難いことを説いたものであつて、その理由としては、黃酒が酒性永持ちが利かず、長距離の運搬には不向きであること、酒味の変化し易いこと、また醸造の時期に制約が多いこと等々の事情に因つて、生産量には自ら限度があるのみならず、なおまたその価格が高く窮民の常飲に堪えない故、その消費量にも自ら限度があり、従つて焼酒の場合のような莫大な穀量を消費するまでには至らないだろうとするのである。成る程、一理ある議論には相違ないが、前にも指摘しておいたように、焼酒消費者としての一般大衆の立場をどう考えるのであらうか。この点について闇説していないのは、物足りなさを禁じ得ない。

(9) 一謂驟、禁、燒鍋。恐胥吏、乘此、以擾民。不知前此惟陽奉陰違。或開或禁。故有司胥吏。得緣為姦利。若通行禁止。官能守法。民自知畏。更何緣以擾民。見今直隸・山東嚴禁燒鍋。已經數月。未聞擾民。別生事端。其明驗也。

この条は、にわかに燒鍋を禁すれば、胥吏がこれに藉りて擾累するに至るだろうという反対論の論拠に対し、直隸・山東において現に実施しつつあるその結果を例證に挙げて反論しておるのである。即ち胥吏が民間を擾累する事態を醸成するに至ったのは、従来の禁止措置がいわば朝令暮改で永続性に乏しかつたところに帰因する、それ故、法の権威を高め、官民が遵法すれば、その弊は除かれるだらうというのである。

以上の如く、方苞は孫嘉淦等の燒鍋敵禁反対論の論拠とするところに、いちいち批判を加えて後、結論として

(上略) 伏念燒鍋之禁。聖祖仁皇帝世宗憲皇帝所屢申也。所以陽奉陰違者。皆不肖有司。及本地勢紳。有所利而為之護持。是以胥吏土豪。得因緣以為姦利。今聞聖主特諭永禁。則有司勢紳。百方巧說以惑九卿督撫之聽。九卿督撫以言者衆多。遂謂此衆人之公言。而不知其為不肖有司。及勢紳之私意也。若千百萬窮民之苦穀貴。而望禁燒鍋。則何由達於九卿督撫之聽哉。臣區區之心。不勝激切仰企之至。

と結ぶのである。その意は要するに、燒鍋禁止の令は、聖祖・世宗兩帝の屢々下したところであるにも拘らず、それが有名無実に終つているのは、不肖の有司及び地元の勢紳等の不純な運動と暗躍とに因るものであり、また胥吏・土豪等がこれに便乗して姦利を働いたためでもあって、九卿・督撫等も結局彼等の言説に牽制されて、その私意を代弁しておるのである。果して九卿・督撫等の言説が凡てこのようなものであつたかどうか、遽かに断じ難いにしても、確かに問題の核心を衝いた言といつて過言でなかろう。この種の政治的論議が得て是々非々の純理論によつてのみ行われるものでないとすれば、反対論の中に、恐らくは燒鍋業者—その多くは地方の勢紳でもある—や不肖官吏の不純な意図に妥協し、その利害を代弁する言辞の少なくなつたろうことは、不思議でないであろう。

さて、かかる論議が展開されつつある間にも、これに係かわりなく、前述の如く、乾隆二年五月丙申の上諭によつて焼鍋嚴禁の方針は再確認され、これに基づいて禁止の実際的措置が先ず直隸・山東に、次いで北五省全般に及ぼす可く、講ぜられて行つた。そしてその実施成績は、当然生まの資料として当局の参考に供せられたのであろう。焼鍋嚴禁令の実施といふいわば新規実験の結果が、果して当局の既定方針に肯定的に出たか、否定的に出たか、また賛否両論の何れの方に有利に現われたか、ということは必ずしも分明でないし、何しろ実施早々日浅いのにその成否を云々するのは、性急に過ぎるともいえる。たしかに方苞自身は自己の主張に自信を持つに至つたのではないかと判断される。というのは、前出の(9)の条で、直隸・山東において焼鍋嚴禁を実施して数ヶ月、事態はスマーズに運んでいることを紹介しているからであり、また更に「請禁燒酒種煙第三劄子」<sup>(10)</sup>を呈してその中で、再び孫嘉淦を始め尹繼善等の反対論に総括的な批判を下し、この際こそ焼鍋嚴禁実施の好機と見做し、躊躇逡巡することなく英断を以て既定方針を貫徹すべきことを重ねて進言しているからである。この劄子の内容は、これまでのものと同じ趣旨を一層強調しているにすぎないから、最早改めて紹介する要はないが、その末尾を見ると、

（上略）臣今年血氣日衰。初寒則晨夕戰慄。飲食日減。誠恐一旦遂墳溝壑。則諸臣阻撓之淺見。國家久遠之深憂。不得復達於聖主。謹罄竭愚忱。盡言無隱。伏惟鑒察。謹奏。

と結んでおり、正に憂国の文字といつて差支えない。因みに時に彼は齡七十一才で、前年の乾隆二年の十二月には老病の故を以て侍郎を辞任しており、焼鍋嚴禁は彼の終世かわらぬ政治的信念ともなつていてことを知るのである。

以上で焼鍋嚴禁に関する論議の経過、その争点、更に賛否両論のそれぞれの論拠は、ほぼ明らかとなつたと思われる。個々の所論にはそれぞれ一理があつて、一概に否定さるべきものは、双方について見当らない。議論の岐れるところは、論者の立場や観点の相違に在る。従つてここでとりわけ賛否両論に當否の判定を下すには及ばない。それは

歴史の審判に任せて然るべきことであろう。ただ一言附け加えるならば、焼酒の蒸造が余剩高粱の処分方法として最も有利で、農家経済の収入面に好影響を齎らしているという事情と、一方焼酒が安価で恰好な大衆酒として一般民衆の間に少くことの出来ない必需品と化しつつあるという現実とは、反対論にその拠つて立つ積極的な論拠を供するものであり、他面よし厳禁するとしても、取締り措置や摘発検挙の具体的方策等々といった実際的問題に関しては、所詮万全を期し得られない状況に在るということは、消極的ながら反対論に理由を与えるものであろう。これに対して、方苞を熱心な主唱者とする賛成論は、もともと備荒貯蓄という命題を大前提とし、これに立脚するもので、その限りにおいて論旨明快で正論といつてよからう。しかし複雑な現実政治が果してその説くが如き理想論だけで割り切れるかどうかとなると、疑問なきを得ないであろう。中国において凶作に因る飢饉発生の脅威が深刻であるだけに、備荒政策の緊要性はいくら強調しても強調すぎるということはあるまい。ただ施策の具体的方法については自ら緩急があつて然るべきであり、諸般の事情を勘案した大局的立場が要請されるであろう。この意味からすれば、方苞の主張は、余りにも穀類の積蓄一辺倒に偏した憾みがあり、その考え方は直線的で彈力性に乏しいといわざるを得ない。これに對して孫嘉淦等の反対論は、一口に反対論とはいながら焼鍋禁止の必要性を全面的に否定しておるのでなく、その点むしろ厳禁緩和論といつて然るべきものであるが、何れにしてもその考え方は現実的で柔軟性に富んでいる。しかしそれだけに理論上は兎も角、實際問題に対処する段になると、事實上放任主義に墮する危険性を多分に孕んでいるわけであつて、方苞等が危惧の念を抱いた一班の理由も亦恐らくこの辺に在ろう。方苞・孫嘉淦両者の見解の相違は、結局時代の動向についての認識や政治的感覚の如何に基づくのではなかろうか。駿々乎たる社会経済の進展は、最早伝統的な備荒貯蓄政策を金科玉条とする紋切型の統制主義—厳禁主義を許さなくなつて來ているであろう。このような観点からすれば、方苞の見解は儒教主義的經濟觀に立つ理想論であつて、彼の人柄と学殖とを反映して余りに

も潔癖にすぎ、倫理的傾向さえ帶びている。そして一見時代錯誤的な印象さえ与えるのである。これに対しても孫嘉淦の見解は、時の経済の実体を把握し、また政治の機微にも触れた現実論ということが出来る。しかしその半面余りにも現実に妥協しすぎた便宜主義の考え方と評されるかも知れない。一步突込んだい方をすれば、その背景には厳禁措置によって当然不利を蒙る焼鍋業者—富家・勢紳—及び彼等と結ぶ不肖官吏等のつき上げがなかつたとは、少なくとも孫の主觀は別として、保證の限りではなかつたであろう。

## 六 跖麺嚴禁論の登場

さて、焼鍋嚴禁の可否を繞る論議は、以上の如く、文字通り甲論乙駁の経過を辿つたが、孫嘉淦の反対論も、ついに当局の既定方針を撤回せしめることは固より、修正せしめることすら出来なかつた。当局が少なからず異論のあるのを承知の上で、嚴禁主義の原則を曲げず、禁止措置の強化に踏み切つたのは、その立場上無理からぬことであらう。そして論議は焼鍋嚴禁可否の原則論を離れて、禁止措置の方法論に展開、集中して行つたのである。換言すれば、跖麺禁止の問題が焼酒蒸造の根源を絶つ最も抜本的な手段として考慮に上り、論議に登場するに至つたのである。跖麺の一事は、焼酒盛行の源であるから、これを嚴禁しなければならないとする考え方は、多くの論者のとるところであつて、既に焼鍋禁止の論議の中にその関聯議題として現われ来つてゐることは前述の如くである。この問題は、ただ單に當面の問題である焼酒のみならず、広く他の醸造酒一般にも係わりを持つてゐるだけにより一層のむつかしさを包蔵していたといえよう。

ところで、跖麺禁止を主張するものとしては、署河南巡撫尹會一の「禁止跖麺疏」<sup>(18)</sup>がその代表的なものとして挙げられる。このような禁止論に対しても反対の意向を表明しているのは、矢張り孫嘉淦であつて、その所論は「請開麺禁

疏」<sup>(19)</sup>

によって窺うことが出来る。彼が反対したのは、これまでの経緯からすれば、極めて当然のことと、さもありなんと思われる。この問題についての論議は、ここに紹介する勞を省くが、先きの焼鍋禁止論議の再版といつていいからである。これら二つの問題は相関聯する事項であつて、後者は前者から必然的に派生し來たわけで、贊否両論のやりとりも亦前者の蒸し返しにすぎないといって差支えない。その論議の如何に拘らず、当局が乾隆三年三月躡麵嚴禁の挙に出で<sup>(20)</sup>、その方針を変えなかつたことも、前者の場合と同様であつて、これまた当然な帰結であろう。それにしても、果して所期の成果を挙げる見透しがあつたであろうか。乾隆三年五月戊午の上諭（高宗實錄卷六八）には

向來山東・河南・山西・江蘇數省地方。多有商販回買麥石躡麵。最為耗費。今值二麥豐收之時。尤當嚴行查禁。朕前已降旨。令該撫等化導稽查。務除夙弊。若此數省。果能嚴杜躡麵。則轉販之燒酒。必應漸少。此裕民足食之本計也。今朕留心体察。該地方官員。不過虛應故事。並未留心奉行。且通邑大都。車載燒酒販賣者。正不可以數計。若果嚴禁躡麵之事。則此酒從何得來。可再寄信各該督撫等。務須嚴飭各屬。實力禁止。毋得視為具文。致損民食。倘有怠玩不遵者。各督撫亦不得辭其咎。

とある。即ち山東・河南・山西・江蘇等數省において躡麵を嚴重に取締らせて來た、従つて本来なら転販の燒酒は必ずや減少していい筈なのに一向にその形跡なく、通邑・大都において燒酒を車載して販売する者の数は、数えきれぬほどである。これは地方の官員が奉行に意を用いないためとしか考えられないというのであって、重ねて関係各督撫に伝達して各所屬に徹底的な取締りを実行するよう命じたことが判る。當時躡麵が如何に盛んに行われていたかは、その原料たる大小二麦への需要が頗る多かつたことに示されている。當時、毎年麦収の季節になると、富商・大賈が重貨を挾持して各處の大鎮、水路の要衝に赴き、新麦の集荷に狂奔し、これを造麵の家へ転売して巨利を博し、小民も亦目前の利欲に駆られて新麦を手離し、儲蓄して終歲の計を図ることを知らぬ有様であったという。<sup>(21)</sup>就中山東の臨

清、江南の鎮江などは、これら仲買商人やブローカーの暗躍最も甚だしく、その弊も亦大であったといわれる。<sup>44</sup> 河南省が二麦の主要産地であつて、収穫になると大商人や業者が買占めのため続々乗り込んだことについては既に触れたところであるが、前出の署河南巡撫尹會一の「禁止躡麴疏」の中にも

(上略) 凡直隸・山陝等省。需用酒麴類。皆取資於豫。故毎年二麥登場後。富商巨賈。在於水陸馬頭。有名鎮集。廣收麥石。

開坊躡麴。耗麥畧數千萬石。(下略)

の語が見え、その状を想見することが出来よう。また乾隆九年五月辛丑の河南巡撫碩色へ躡麴の嚴重取締り方を要請した上諭(高宗実錄卷二十七)には

從來耗費米麥。莫如躡麴一事。朕前已降諭旨嚴禁。近聞豫省造麴之弊。猶未盡絕。夫麥為民食所關。而消耗於無益之地。殊為可惜。今歲該省麥收豐稔。尤當加意撙節。以裕蓋藏。(下略)

とあり、これに応えた碩色の陳奏を掲げて

帰德・南陽毗連江楚。麴販奸徒。廣為買麥。臣於四月内。已飭地方官曉諭商牙。凡外來正實商販。買麥數十石者。聽其流通。如數至二三百石者。令其請領原籍地方官印照。以杜躡麴影射之弊。現在麥價平減。此其驗也。

とある。即ち河南の南境、湖北・江蘇交界に近い帰德・南陽等の都市では麴販の奸徒が横行し、二麦買い漁りの弊があつたので、外來の商販で正実なる者については麦数十石まではその買取り流通を聽すも、穀量二三百石に及ぶものに關しては原籍地地方官の證明書を受領することを要することとし、奸商の詐偽を封じたところ、その效果が挙がつたというのである。碩色が自分のとつた処置が奏效したと吹聴しているのは、甚だ怪しく、単なるいい訳のようであるが、それは兎も角、これを以てしても、客商が二麦買占めのため河南方面に多数入り込んだことが明らかであろう。つけても江南地方で醸造業が著るしい繁栄を来たしていたことについて一言しなければならない。乾隆三年五月の両

江總督那蘇因の奏の中に「查鎮江槽戸工役不下萬餘人。若竟除此一業。則恐無生計可圖。請將大麴永行嚴禁。其細麴一項似可聽民照舊廻造。(下略)」と見え、また乾隆十三年七月甲子の両江總督尹繼善の覆奏(高宗實錄卷三一八)の中に「(上略)至於食用、耗費。則就兩江而論。釀酒數千家。獲利既重。為業日多。約計歲耗糯米數百萬石。廻麴小麥又數百萬石。(下略)」とあり、その殷盛振りは、推察に難くないし、麴造りに要する原料小麦の消費も莫大な量に上ったことが知られる。そして恐らく原料の小麦類はこれを河南方面に仰いだであろうこと、ほぼ間違いあるまい。要するに、独り北五省の焼酒蒸造業にとどまらず、江南地方を中心とする醸造業一般の繁栄が、勢い廻麴業の盛行を促すに至ったのであり、廻麴の原料である大小二麦の大規模な買占めや取引が產地の河南の地を中心に、その仲継地や消費地において活発に行われたことも明らかであろう。山東の臨清や江南の鎮江等は、その立地条件からいっても正にそのような商活動の基地であったのである。

## 七 燒鍋嚴禁の実施成績と孫嘉淦にまつわる風説

さて、燒鍋にしろ、廻麴にしろ、その嚴禁後の状況は果してどうであつたろうか、結論的にいえば、依然として私焼者はその跡を絶たず差したる成果を挙げ得なかつたようで、それは燒鍋及び廻麴禁止反対論者が始めから予想していた如くであつたといつて過言ではない。例えば、乾隆三年九月癸亥の上諭(高宗實錄卷七六)には

舊例禁止燒鍋。原為儲蓄米糧。以裕民食之計。而遇歉收之歲。尤當加意奉行。今年畿輔地方。收成歉薄。民食未免艱難。而燒鍋不減。酒販甚多。是必有司奉行不力之故。(下略)

とあり、また前出の同九年五月辛丑の上諭(高宗實錄卷二七)にも

從來耗費米麥。莫如廻麴一事。朕前已屢降諭旨嚴禁。近聞畿輔地方。私燒之弊。猶未盡絕。夫米麥為民食所關。而消耗於

無用之地。殊為可惜。(下略)

と見えるのは、その證拠であろう。これらの語は、焼鍋・躡麴の容易に禁絶し難いことに対する高宗の長嘆息と受け取れないであろうか。尤も取締りの強化によつて、違反者の検挙件数は流石に多きを加えていることは事実であつて、そこに当局の努力の跡とその実效を認めるのに吝でないが、検挙数の増加それ自体は、反つて私焼の盛行を裏書きしているともいえるのである。

ところで、乾隆三年十一月庚戌の上諭(高宗實錄卷八〇)を見ると、歩軍統領衙門が焼鍋數起を擎獲したところ、當時前任者李衛の後を襲うて直隸總督の任に在つた孫嘉淦の身辺に好ましからぬ風説の立つたことについて言及していく、少なからず注意を惹く。この風説とは世人が焼鍋を営む者が多く山西人であつたことと孫が同じく山西(興県)出身であることを結びつけ、彼が同郷の焼鍋業者に蔭ながら庇護を加えておるのではないかとの疑惑を抱くに至つたことに発するのである。前述の如く、孫嘉淦が焼鍋嚴禁反対の代表的個人であること、世人衆知のところとすれば、この種の風聞がどことはなし流れるに至つたことは、決して不思議なことではない。況して既に方苞も指摘しているように不肖官吏と本地の勢紳や業者との結託、情実の関係は、中国の官場・社会の通弊であるからには、なお更のことであろう。高宗の孫に対する疑念も亦そこに在つたわけである。しかし高宗は孫嘉淦を信任していたから、このような風聞を遽かに信じなかつたろうが、さりとて不間に附することも出来なかつたと見え、一応訏明を求めたのであつた。これに対する孫の陳弁は、実録、高宗卷八一、乾隆三年十一月戊寅の条に

是月。直隸總督孫嘉淦遵旨覆奏。禁止燒鍋。臣前兩經奏請弛禁。原稱宜於歉歲。不宜於豐年。目今各屬歉收。曾經出示禁止。茲步軍統領衙門。擎獲燒鍋數起。且皆山西之人。蓋以天下行商坐賈。大抵皆臣鄉曲。不獨直隸一省。燒鍋一項。當臣未為直督之先。已在此地造酒。非臣既為直督之後。始於此地開鍋也。(下略)

とあるが如くである。即ち自分の郷里である山西の人達は、行商或は坐賈として天下に普ねく活動しており、それは独り直隸一省のみに限つた現象ではない。のみならず、問題の焼鍋の一件は、自分の直隸總督新任以前の開設に係かり、自分の関知するところではない。従つていま更とやかくいわれる筋合ではないというのである。高宗がこのような孫の弁解を快よく諒承したことは、同じ條の続きに

(上略) 得旨。所奏俱悉。前諭卿者。非卿甫到直。而山西之人。羣來直省開燒鍋也。蓋為是營生者。山西之人居多。而兩次寬禁之奏。實出於卿。是以外邊不能無物議。謂卿周旋鄉曲。将来直省之燒鍋。必不似前嚴禁矣。朕既聞此言。若不以告卿。是待卿不以誠矣。朕亦知卿不出於此。(下略)

とあるのによつて明らかであつて、これはまた同時に帝が孫にとつては恐らく心外と思われたであろう質問を敢えて發しなければならなかつたことに対する言い訳である。帝が述べているように、當時の情勢下に在つて燒鍋嚴禁の緩和を執拗に力説した孫に、以上のような疑惑が投げかけられたことは、尤もなことであり、帝が証明を求めたことも亦已む得ぬことであつたろう。事の真相は余人の窺知し得るところでないが、一応孫の言を信用して、同郷の燒鍋業者に特に庇護を与え、よろしく取り計らうが如き作爲はなかつたものと考へてよかろう。因みに孫は所信に極めて忠実な剛直の士であり、しかも「居官清正」と評せられた如く、清潔公正な政治家であつたことは確かで、後世一代の名臣と称せられたほどの人物である。高宗の信頼の厚かつた所以も亦そこにあらうが、なお彼の主張が私心から出たものでないことは、論敵の方苞さえこれを認めておるのであって、この点から推しても彼の言動に疑いを挿む余地はなさそうだ。ただ山西出身で燒鍋嚴禁反対論者である彼が偶々えりにもえつて燒鍋簇生の地、直隸に總督の任を奉じたことは、そもそも誤解を生むに至つた主な事情であろう。というのは、管下の官吏、業者を始め一般民心に微妙な心理的影響を与えるには措かなかつたと思われるからである。つまり孫自身は別として、孫を上司に戴く属僚の

間には恐らく嚴禁緩和のムードが流れたであろうし、業者や一般民衆の間にも禁令輕視の風を招いたであろうからである。何れにしても、これは焼鍋問題にまつわる一エピソードとして興味深いものがある。

## むすび

以上は雍正末年に発生し、乾隆初年に至つて沸騰した焼鍋及び躰麴禁止に関する論議の大要である。要するに、康熙末年から著るしい発達を見、莫大な穀類を消耗するに至つた焼鍋に対し、当局は何等かの手を打たなければならなくなり、嚴禁方針で臨むこととなつたが、これについて贊否両論に分れ、論戦が展開したのである。そして当局の嚴禁主義の方針を支持し、推進した贊成論の代表者は方苞であり、これに対して嚴禁緩和論の立場で反対を唱えた論者の第一人者は孫嘉淦であった。既に指摘しておいたように、一口にいって方苞等の主張は理想論であり、孫嘉淦等のそれは現実論である。前者は筋の通つた論旨と、いう点で正論と称すべきであるが、儒教王義に基づく伝統的な政治経済観に支えられており、必ずしも現実の事態に対し説得力ある見解とはいえない。これに対して後者は時代の進展とその動向を踏んまえ、且つ現実政治の機微にも触れた柔軟な実際的見解といつて差支えない。当局の嚴禁方針を変更せしめるに至らなかつたところからすれば、少なくとも表面上は前者、即ち贊成論に勝ちを譲つたことになるが、その見透しのほぼ正鵠を得ていたことは、爾後における事態の推移がこれを證明している。つまり農業生産力の増大、流通経済の進展、国内市場の拡大等々社会経済一般の発展に伴い、いよいよ旺盛となつた利潤追求の経済行為は、一片の禁令の能く抑止し得るところではない。私焼は法網をくぐり益々盛行し、既成事実を積み上げし了い、当局も事實上これを黙認せざるを得ない破目に陥つたのが実状である。その證拠には、清末光緒年間に至り北支における広汎な凶作を契機として、再び焼鍋禁止の論議が起るが、この場合議題が停焼—焼酒蒸造の一時停止—の可否、その時所

に關する當否の問題に集中しているのを見ても判る。それは兎も角、燒鍋及び躡麵禁止に關する論議が雍正・乾隆の交に發生していることは、この時点における燒酒の盛行、燒鍋の簇生という新事態を端的に象徴しており、その論議を通じて表明されたもろもろの所論の内容は、問題の背景としての当時の社会経済状態一般の発展段階を示唆するものであり、好資料を提供している。つけても康熙末年から雍正を経て乾隆初年に及ぶ時期は、清代史上の一転換期を劃するものとして注目に値すると思う。

## 註

- (1) 拙稿「清代における燒酒の盛行について」(『集刊東洋学』第四号)、同「清代滿洲における燒鍋の簇生について」(和田博士古稀記念「東洋史論叢」所収)
- (2) 顧炎武、日知錄卷二十八、酒禁の条参照。
- (3) 方苞(一六六八—一七四九)は桐城(安徽)の人、字は雲泉、望溪と号す。康熙・雍正・乾隆三朝に仕え、武英殿修書總裁・内閣學士、大清一統志・皇清文頴總裁等々に歴任、乾隆元年には南書房に直し、翌年には礼部右侍郎に擢んでられた学者であり、またいわゆる桐城派の文章家として知られる。一面國士の風格があり、屢々上疏して救荒・理财・農桑・治水・人材登用等多方面にわたって献策するところあった。人となり醇正篤行で、儒教的教養の持主である。伝ば清史稿卷二九六(列伝七七)・清史列伝卷一九・國朝先正事略卷一四等々に載せられているが、広智書局版、方望溪全集所収の蘇惇元輯の「方望溪先生年譜」は広く資料を網羅しており、披見に最も便である。
- (4) 方苞 方望溪全集、集外文卷一、奏劄の条所収。
- (5) 前掲、拙稿(『集刊東洋学』第四号)三二頁参照。一二三の例をあげれば、崇文門食物稅則、酒の条に「燒酒每簞作六百斤。小簞作三百斤。每斤稅一錢二分」(乾隆四十八年、戸部則例卷六二「稅則」とあり、山海關食物稅則、同條に「燒酒每斤稅五分一厘二毫五絲」(同、卷六五「稅則」とあり、また帰化城食物稅則、同條に「燒酒每駁稅八分」(同、卷六七「稅則」、或は打箇爐食物稅則、同條に「燒酒每斤稅一厘五毫」(同、卷八六、「稅則」とあるが如きである。
- (6) 孫嘉淦(一六八二—一七五二)は山西(太原、興県)の人、字は錫公、懿齋と号す。前記方苞と同じく三朝に仕え、後世一代

- の名臣と称せられた政治家。順天府府尹・工部侍郎・刑部侍郎・署河東鹽政等を歴任の後、乾隆元年に刑部尙書となり、翌二年には吏部尙書に遷り、更に直隸總督に転出した。人となり剛直清廉にして所信に忠実であった。清史稿卷三〇九（列伝九〇）・清史列伝卷一五・国朝先正事略卷一五・協大學士吏部尙書孫文定公神道碑（興県統志下巻芸文の条所収）等々参照。
- (7) 賀長齡編、皇朝經世文編卷五一、戸政二六、榷酤の条所収。この疏の提出された年時は恐らく乾隆二年五月に在ろう。実錄、高宗卷四三、乾隆二年五月丙午の条に「刑部尙書孫嘉淦奏。燒鍋之禁。無益於蓋藏。而有損於生計。止宜於歉歲。而不宜於豐年。」とあるのは、この疏を指しているに相違ない。
- (8) 乾隆二年六月庚午の上諭（高宗実錄、卷四五）参照。
- (9) 乾隆二年六月丙子の訥親の奏言（同上）参照。
- (10) 乾隆二年六月丙戌の李衛の奏（同上）
- (11) 乾隆二年七月庚午の陳守創の奏（同、卷四六）
- (12) 乾隆三年六月庚子の上諭（同、卷七一）参照。
- (13) 乾隆二年七月癸卯の尹会一の覆奏（同、卷四六）。なお彼の「禁止躡趨疏」（前掲、皇朝經世文編卷五一、同条所収）参照。
- (14) 実錄、乾隆二年九月丙寅の条（高宗卷五二）
- (15) 方苞、前掲の全集、同条所収。
- (16) 同上。この劄子の提出年時が乾隆三年三月以降同年中に在ることはその文意から推定される。
- (17) 尹繼善（一六九六—一七六五）は滿洲鑲黃旗人、雍正・乾隆二朝に仕えた政治家。河道總督、江西・雲貴・廣西各總督を歴任の後乾隆二年閏九月には刑部尙書に任せられた。燒鍋禁止反対論者の人。清史稿卷三一三（列伝九四）その他参照。
- (18) (19) 賀長齡編、前掲書、同条所収。
- (20) (21) 乾隆三年三月戊辰の上諭（高宗実錄、卷五六）
- (22) 実錄、乾隆三年五月辛巳の条（同、卷六九）参照。
- (23) 方苞「請禁燒酒種煙第三劄子」（方苞、前掲の全集、同条所収）の中に「（上略）九卿中言禁之未便者。惟孫嘉淦・尹繼善二人。非有私意。乃所見矣然。（下略）」の言がある。